

令和 7 年 3 月 3 1 日

○条例

小田原市市税条例の一部を改正する条例

○規則

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

小田原市こども・若者施策会議規則

令和 7 年 4 月 1 日前に職務の級を異にする異動等をした職員の号給の調整に関する規則

小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則

小田原市行政改革推進委員会規則の一部を改正する規則

小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部を改正する規則

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会規則を廃止する規則

小田原市子ども・子育て会議規則を廃止する規則

美食のまち小田原推進事業者選定委員会規則を廃止する規則

小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会規則を廃止する規則

旧宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事等の規制に関する規則を廃止する規則

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

小田原市市税条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方税法が一部改正され、軽自動車税の種別割の標準税率に係る原動機付自転車の車両区分が見直されること等に伴い、これに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 軽自動車税の種別割の標準税率の見直しに伴う措置（第26条関係）

地方税法の一部改正により標準税率が新設される総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の二輪の原動機付自転車に対する軽自動車税の種別割の税率を、年額2,000円とするための所要の規定の整備を行うこととする。

2 その他

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

[適 用]

令和7年4月1日

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 1 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 5 0 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 3 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 2 6 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 6 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

[制定理由]

刑法の一部改正に伴い、用語の整理が必要となる小田原市農業委員会委員候補者選定委員会規則ほか6件の規則を一括して改正するため制定する。

[内 容]

自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止されるとともに、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、次の規則について所要の用語の整理を行うこととする。（整理規則第1条～第4条関係）

- (1) 小田原市農業委員会委員候補者選定委員会規則（第3条関係）
- (2) 小田原市職員の退職手当に関する条例施行規則（様式第3号～様式第5号関係）
- (3) 小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（第12条関係）
- (4) 小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則（第7条の2関係）
- (5) 小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（様式第3号関係）
- (6) 小田原市介護保険条例施行規則（様式第4号及び様式第5号関係）
- (7) 小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則（別記様式関係）

[適 用]

令和 7 年 6 月 1 日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(小田原市農業委員会委員候補者選定委員会規則及び小田原市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 次に掲げる規則の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 小田原市農業委員会委員候補者選定委員会規則（平成 28 年小田原市規則第 11 号）第 3 条第 3 項第 2 号

(2) 小田原市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成 9 年小田原市規則第 35 号）様式第 3 号、様式第 4 号及び様式第 5 号

(小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第 2 条 次に掲げる規則の規定中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年小田原市規則第 29 号）第 12 条第 1 号

(2) 小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 44 年小田原市規則第 1 号）第 7 条の 2 第 1 号

(小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第 3 条 小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和 39 年小田原市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(小田原市介護保険条例施行規則及び小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 次に掲げる規則の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 小田原市介護保険条例施行規則（平成12年小田原市規則第9号）様式第4号及び様式第5号

(2) 小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則（平成27年小田原市規則第62号）別記様式

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

小田原市こども・若者施策会議規則

[制定理由]

小田原市附属機関設置条例に基づく小田原市こども・若者施策会議の組織、運営等に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 所掌事務（第2条関係）

施策会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に規定にする合議制の機関の事務及び地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に規定にする地方青少年問題協議会の事務をつかさどるほか、次に掲げる事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(1) こども計画に関する事項

(2) こども・若者及び子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項

(3) その他こども・若者及び子育て支援に関する事項

2 委員（第3条関係）

施策会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱することとし、その任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとすることとする。

(1) こども又は若者

(2) こどもの保護者

(3) こども・若者及び子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 青少年の健全育成に関する活動に従事する者

(5) こども・若者及び子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 公募市民

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他市長が必要と認める者

3 会長及び副会長（第4条関係）

施策会議に会長1人及び副会長2人以内を置き、委員の互選により定めることとするほか、会長及び副会長の権限及び任期について定めることとする。

4 会議（第5条関係）

施策会議の会議は、会長が招集し、委員の2分の1以上の出席により成立することとする。また、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

5 関係者の出席（第6条関係）

施策会議において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとする。

6 分科会（第7条関係）

施策会議に分科会を置くことができることとし、分科会の運営について必要な事項を定めることとする。

7 秘密の保持（第8条関係）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとする。

8 庶務（第9条関係）

施策会議の事務は、子ども若者部子育て政策課において処理することとする。

[適用]

令和7年4月1日

小田原市こども・若者施策会議規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 5 号

小田原市こども・若者施策会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置された小田原市こども・若者施策会議（以下「施策会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 施策会議は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 2 条第 1 項各号及び地方青少年問題協議会法（昭和 2 8 年法律第 8 3 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる事務をつかさどるほか、次に掲げる事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(1) こども計画に関する事項

(2) こども・若者及び子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、こども・若者及び子育て支援に関する事項

(委員)

第 3 条 施策会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

(1) こども又は若者

(2) こどもの保護者

(3) こども・若者及び子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 青少年の健全育成に関する活動に従事する者

(5) こども・若者及び子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 公募市民

(7) 関係行政機関の職員

(8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 施策会議に会長1人及び副会長2人以内を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、施策会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。副会長が2人置かれている場合にあっては、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 施策会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 施策会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 施策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 施策会議において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第7条 施策会議に分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により定める。

4 分科会長は、分科会の事務を掌理し、分科会における調査審議の経過及び結果を施策会議に報告しなければならない。

5 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前2条の規定は、分科会の会議について準用する。

(秘密の保持)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第 9 条 施策会議の事務は、子ども若者部子育て政策課において処理する。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、施策会議の運営に関し必要な事項は、会長が施策会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年4月1日前に職務の級を異にする異動等をした職員の号給の調整に関する規則

[制定理由]

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定に基づき、令和7年4月1日前に職務の級を異にする異動等をした職員の号給の調整に必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 規則で定めるこれに準ずるものをした職員（第3条関係）

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「令和7年改正条例」という。）附則第3項の規則で定めるこれに準ずるものをした職員は、令和7年4月1日（以下「切替日」という。）前において小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第14条から第16条まで又は第25条の規定に基づき号給を決定された職員のうち、当該号給を決定する際の計算の過程において切替日前に昇格をしたこととなる職員とすることとする。

2 切替日前の異動者の号給の調整（第3条関係）

切替日前において昇格（一般職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものへの昇格に限り、給料表の適用を異にする異動をした職員及び1の職員にあつては、号給を決定する際の計算の過程における昇格をいう。以下同じ。）をした職員のうち、その者の切替日前に行われた昇格がないものとし、かつ、切替日に昇格をしたものとして令和7年改正条例による改正後の小田原市職員の給与に関する条例等の規定を適用した場合に得られる号給が、令和7年改正条例附則第2項に定めるところにより決定される切替日における号給より有利な職員については、当該得られる号給をもって、その者の切替日における号給とすることができることとする。また、切替日前における昇格に係る号給の決定について市長の承認を得て決定された職員にあつては、あらかじめ市長の承認を得てその者の切替日における号給を決定することができることとする。

[適用]

令和7年4月1日

令和7年4月1日前に職務の級を異にする異動等をした職員の号給の調整に関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第6号

令和7年4月1日前に職務の級を異にする異動等をした職員の号給の調整に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年小田原市条例第13号。以下「令和7年改正条例」という。）附則第3項の規定に基づき、令和7年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にする異動をした職員及びこの規則で定めるこれに準ずるものをした職員の号給の調整に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給与条例 小田原市職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第5号）をいう。
- (2) 改正後の給与条例 令和7年改正条例による改正後の給与条例をいう。
- (3) 昇格等規則 小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和47年小田原市規則第7号）をいう。
- (4) 改正後の昇格等規則 小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年小田原市規則第12号）による改正後の昇格等規則をいう。
- (5) 新号給 切替日における号給をいう。
- (6) 一般職（1）8級職員 給与条例別表第1一般職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものをいう。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 令和7年改正条例附則第3項の規則で定めるこれに準ずるものをした職員は、切替日前において昇格等規則第14条から第16条まで又は第25条の規定に基づき号給を決定された職員のうち、当該号給を決定する際の計算の過程において切替日前に昇格をしたこととなる職員とする。

2 切替日前において昇格（一般職（1）8級職員の職務の級への昇格に限り、給料表の適用を異にする異動をした職員及び前項に規定する職員にあっては、号給を決定する際の計算の過程における昇格をいう。以下この条において同じ。）をした職員のうち、その者の切替日前に行われた昇格がないものとし、かつ、切替日に昇格をしたものとして改正後の給与条例及び改正後の昇格等規則の規定を適用した場合に得られる号給が令和7年改正条例附則第2項に定めるところにより決定される新号給より有利な職員については、当該得られる号給をもって、その者の新号給とすることができる。この場合において、調整の際の昇格等規則第20条の規定の適用については、切替日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を、切替日の前日に受けていたものとみなす。

3 前項の規定に該当する職員のうち、切替日前における昇格に係る号給の決定について市長の承認を得て決定された職員にあっては、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得てその者の新号給を決定することができる。

(実施細目)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

組織機構の再編整備に伴う所要の整備を行う等のため改正する。

[内 容]

1 小田原市事務分掌に関する規則の一部改正（改正規則本則関係）

市長の事務部局の組織及び事務分掌を次のように変更することとする。（第2条及び第3条関係）

(1) 企画部政策調整課関係

ゼロカーボン・デジタルタウンに関する事務を廃止することとする。

(2) 市民部関係

ア 地域安全課関係

新たに犯罪被害者等の支援に関する事務を分掌させることとする。

イ 戸籍住民課関係

相続税法に基づく死亡又は失踪に関する届出事項の税務署長への通知に関する事務を廃止することとする。

(3) 文化部文化政策課関係

市民ホール管理係及び市民ホール事業係を廃止することとする。また、旧市民会館の管理に関する事務を廃止することとする。

(4) 福祉健康部福祉政策課関係

ケアタウンの推進の総括に関する事務を分掌させる組織として福祉政策課に新たにケアタウン推進係を置くこととし、同課の事務分掌についてこれに応じた規定の整備を行うこととする。

(5) 子ども若者部青少年課関係

青少年未来会議に関する事務を廃止することとする。

(6) 都市部開発審査課関係

宅地造成等に関する工事の規制について、宅地造成等規制法の一部改正による経過措置期間が終了することに伴い、開発審査課の事務分掌についてこれに応じた規定の整備を行うこととする。また、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務の一部について、本市が神奈川県から権限の移譲を受けてこれを処理することとなることに伴い、同法に基づく特定工程に係る工事の検査、中間

検査合格証の交付及び定期報告の受理に関する事務を分掌させることとする。

(7) 建設部関係

ア 課の新設

新たに国県事業推進課を設置し、同課に国県事業推進係を置くこととする。
また、同課に次の事務を分掌させることとする。

- (ア) 国、県等による都市基盤整備の推進に係る総合的な調整に関する事務
- (イ) 伊豆湘南道路（神奈川と静岡の県境をまたぐ道路）の実現に向けた取組に関する事務
- (ウ) 国道及び県道の整備の推進に関する事務
- (エ) 二級河川の整備の推進に関する事務
- (オ) 砂防対策の推進に関する事務
- (カ) 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の指定等に関する事務
- (キ) 県立都市公園の整備の推進に関する事務

イ 建設政策課関係

国県事業促進係を廃止するとともに、ア(ウ)、(エ)、(カ)及び(キ)の事務を国県事業推進課に移管することとする。

(8) その他

規定を整備することとする。

2 課等における事務分担の通知の廃止（改正規則本則関係）

課長又は課長の職に準ずる職にある者が所属の係等及び職員の事務分担を定め、又は変更した際に行うこととされている企画部企画政策課長への通知を廃止することとする。（第8条関係）

3 関係規則の整備（改正規則附則第2項及び第3項関係）

次の規則について、組織機構の変更に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

- (1) 小田原市財務規則（別表第2関係）
- (2) 小田原市財産規則（別表関係）

[適用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 7 号

小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則

小田原市事務分掌に関する規則（昭和 44 年小田原市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中

「文化政策課 文化政策係 文化交流係 市民ホール管理係 市民ホール事業係」を
「文化政策課 文化政策係 文化交流係」に、
「福祉政策課 福祉政策係 総合支援係 監査指導係」を
「福祉政策課 福祉政策係 ケアタウン推進係 総合支援係 監査指導係」に、
「建設政策課 建設政策係 国県事業促進係」を
「建設政策課 建設政策係
国県事業推進課 国県事業推進係」

改める。

第 3 条企画部政策調整課の事務分掌(6)を削る。

第 3 条総務部市税総務課の事務分掌(5)中「及び個人の県民税」を「、個人の県民税及び森林環境税」に改める。

第 3 条市民部地域安全課の事務分掌(6)中「の推薦」を削り、同課の事務分掌に次のように加える。

(8) 犯罪被害者等の支援に関すること。

第 3 条市民部戸籍住民課の事務分掌中(14)を削り、(15)を(14)とし、(16)を(15)とし、(17)を(16)とする。

第 3 条文化部文化政策課の事務分掌中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)を(9)とする。

第 3 条環境部環境政策課の事務分掌(9)中「調整」を「調製」に改める。

第 3 条環境部環境保護課の事務分掌中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)から(19)まで

を1ずつ繰り上げ、(20)を削り、(21)を(19)とし、(22)から(26)までを2ずつ繰り上げる。

第3条福祉健康部福祉政策課の事務分掌(16)中「地域共生社会」を「ケアタウン」に改める。

第3条子ども若者部青少年課の事務分掌中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(8)までを1ずつ繰り上げる。

第3条都市部建築指導課の事務分掌(17)及び(18)中「の認定」を「に基づく所管行政庁の事務」に改め、同課の事務分掌(19)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第3条都市部開発審査課の事務分掌(2)中「附則第2条第1項」を「附則第2条第2項」に、「に基づく各種申請書等の受付及び許可書等の交付」を「による許可に係る宅地造成に関する工事の規制」に改め、同課の事務分掌(4)中「及び宅地造成」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同課の事務分掌(7)を次のように改める。

(7) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく特定工程に係る工事の検査、中間検査合格証の交付及び定期報告の受理（市が処理することとされるものに限る。）に関する事。

第3条建設部建設政策課の事務分掌中(4)から(7)までを削り、(8)を(4)とし、(9)を(5)とし、同課の事務分掌の次に次の課名及び事務分掌を加える。

国県事業推進課

- (1) 国、県等による都市基盤整備の推進に係る総合的な調整に関する事。
- (2) 伊豆湘南道路（神奈川と静岡の県境をまたぐ道路）の実現に向けた取組に関する事。
- (3) 国道及び県道の整備の推進に関する事。
- (4) 二級河川の整備の推進に関する事。
- (5) 砂防対策の推進に関する事。
- (6) 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の指定等に関する事。
- (7) 県立都市公園の整備の推進に関する事。

第8条中「定めて、企画部企画政策課長に通知しなければ」を「定めなければ」に改め、同条後段を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(小田原市財務規則の一部改正)

- 2 小田原市財務規則（昭和 3 9 年小田原市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 開発審査課の項の次に次のように加える。

| | |
|---------|----------|
| 国県事業推進課 | 国県事業推進係長 |
|---------|----------|

(小田原市財産規則の一部改正)

- 3 小田原市財産規則（昭和 4 0 年小田原市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

別表建設政策課の項の次に次のように加える。

| | |
|---------|----------|
| 国県事業推進課 | 国県事業推進係長 |
|---------|----------|

小田原市行政改革推進委員会規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市行政改革推進委員会の委員として委嘱される者の範囲を拡大するため改正する。

[内 容]

小田原市行政改革推進委員会の委員として委嘱される者の範囲を次のように拡大することとする。(第3条関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|------------------------|-----------|
| 学識経験を有する者その他市長が必要と認める者 | 学識経験を有する者 |

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市行政改革推進委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 8 号

小田原市行政改革推進委員会規則の一部を改正する規則

小田原市行政改革推進委員会規則（昭和 6 0 年小田原市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「者」の次に「その他市長が必要と認める者」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例が一部改正され、特定任期付職員業績手当が廃止されることに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

- 1 特定任期付職員業績手当に係る規定の削除（旧第5条及び旧第6条関係）
特定任期付職員業績手当に係る規定を削除することとする。
- 2 その他
1に伴う規定の整備を行うこととする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 9 号

小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成 17 年小田原市規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 9 条」を「第 7 条」に改める。

第 4 条中「以下同じ。」を削る。

第 5 条の前の見出し並びに同条及び第 6 条を削り、第 7 条を第 5 条とし、第 8 条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための子の看護休暇に係る国の制度改正を踏まえ、本市職員の子の看護のための特別休暇に係る取得要件を緩和する等のため改正する。

[内 容]

- 1 小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う規定の整備（第10条関係）

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例が一部改正され、正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限の対象となる職員の範囲が拡大されることに伴う所要の規定の整備を行うこととする。

- 2 夏季休暇の取得期間の拡大（別表第4関係）

夏季休暇を取得することができる期間を次のように拡大することとする。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------------------|-----------------------|
| 1の年度の6月1日から10月31日までの間 | 1の年度の6月20日から9月30日までの間 |

- 3 子の看護のための特別休暇に係る取得要件の緩和（別表第4関係）

- (1) 子の範囲の拡大

子の看護のための特別休暇の対象とされる子の範囲を次のように拡大することとする。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|----------------------------|------------------|
| 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 | 小学校就学の始期に達するまでの子 |

- (2) 勤務しないことが相当であると認められる事由の追加

子の看護のための特別休暇の対象とされる勤務しないことが相当であると認められる事由に、次に掲げる事由を加えることとする。

ア 学校保健安全法の規定による学校の休業に伴う子の世話、出席停止に伴う子の世話その他これに準ずるものとして市長が認める事由に伴う子の世話をを行うこと。

イ 子の教育又は保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これ
に準ずる式典への参加をすること。

4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 0 号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年小田原市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第7項第2号中「、条例第9条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を削る。

別表第4中「6月20日から9月30日まで」を「6月1日から10月31日まで」に、

| | |
|--|---|
| 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲内の日数とし、休暇の単位は、1日又は1時間とする。 |
|--|---|

を

| | |
|---|---|
| 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、疾病の予防を図るためその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業、同法第19条の規定による出席停止その他これに準ずるものとして市長が認める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲内の日数とし、休暇の単位は、1日又は1時間とする。 |
|---|---|

に

改める。

様式第3号中

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 扶養親族等の届出（第6条の2関係）

新たに扶養親族のある職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族等（異動）届出書により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならないこととする。また、扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても同様とし、任命権者が必要と認める場合には、当該届出書に次に掲げる証明書等を添付することとする。

(1) 戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書

(2) 父母にあっては、無所得証明書

(3) (1)及び(2)のほか、任命権者が必要と認める資料

2 扶養手当の支給の始期及び終期（第7条関係）

扶養手当の支給は、職員が新たに扶養親族のある職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員がその要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わることとする。また、扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定することとする。

3 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 1 号

小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の給与に関する条例施行規則（昭和 3 7 年小田原市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（扶養親族等の届出）

第 6 条の 2 新たに条例第 8 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族等（異動）届出書（様式第 1 号）により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 任命権者が必要と認める場合には、扶養親族等（異動）届出書に次の各号に掲げる証明書等を添付するものとする。

- (1) 戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書
- (2) 父母にあっては、無所得証明書（居住地の市町村長が証明したもの）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める資料

3 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第 7 条を次のように改める。

（扶養手当の支給の始期及び終期）

第 7 条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第 8 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手

当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第7条の2中「条例第8条に規定する扶養親族で条例第9条第1項の規定による届出がされているものに限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第8条第2項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）」を削る。

附則に次の1項を加える。

（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の読替え）

5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第6条中「条例」とあるのは「小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年小田原市条例第13号）附則第4項の規定により読み替えられた条例（次条及び第7条において「読替え後の条例」という。）」と、第6条の2第1項及び第7条第1項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

様式第1号中「第7条関係」を「第6条の2関係」に、「小田原市職員の給与に関する条例第9条第1項」を「小田原市職員の給与に関する条例施行規則第6条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

給料月額最低水準の引上げに伴う昇格時号給対応表の所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

給料月額最低水準を引き上げる給料表の改定が行われることに伴い、昇格時号給対応表について所要の整備を行うこととする。（別表第7関係）

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 2 号

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 4 7 年小田原市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 を次のように改める。

別表第7（第20条関係）

1 一般職給料表（1） 昇格時号給対応表

| 昇格した日の 前日に受けて いた号給 | 昇格後の号給 | | | | | | |
|--------------------------|--------|----|----|----|----|----|----|
| | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 11 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 12 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 13 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 14 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 15 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 16 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 |
| 17 | 1 | 1 | 1 | 5 | 3 | 1 | 1 |
| 18 | 1 | 1 | 1 | 6 | 4 | 1 | 1 |
| 19 | 1 | 1 | 1 | 7 | 5 | 1 | 1 |
| 20 | 1 | 1 | 1 | 8 | 6 | 1 | 1 |
| 21 | 1 | 1 | 1 | 9 | 7 | 1 | 1 |
| 22 | 1 | 2 | 2 | 10 | 8 | 1 | 1 |
| 23 | 1 | 3 | 3 | 11 | 9 | 1 | 1 |
| 24 | 1 | 4 | 4 | 12 | 10 | 1 | 2 |
| 25 | 1 | 5 | 5 | 13 | 11 | 1 | 3 |
| 26 | 1 | 6 | 6 | 14 | 12 | 2 | 4 |
| 27 | 1 | 7 | 7 | 15 | 13 | 3 | 5 |
| 28 | 1 | 8 | 8 | 16 | 14 | 4 | 5 |
| 29 | 1 | 9 | 9 | 17 | 15 | 5 | 5 |
| 30 | 1 | 10 | 10 | 18 | 16 | 6 | 5 |
| 31 | 1 | 11 | 11 | 19 | 17 | 7 | 5 |
| 32 | 1 | 12 | 12 | 20 | 18 | 8 | 6 |
| 33 | 1 | 13 | 13 | 21 | 19 | 9 | 6 |
| 34 | 2 | 14 | 14 | 22 | 20 | 9 | 6 |
| 35 | 3 | 15 | 15 | 23 | 21 | 9 | 6 |
| 36 | 4 | 16 | 16 | 24 | 22 | 10 | 6 |
| 37 | 5 | 17 | 17 | 25 | 23 | 10 | 7 |
| 38 | 6 | 18 | 18 | 26 | 24 | 10 | 7 |
| 39 | 7 | 19 | 19 | 27 | 25 | 11 | 7 |
| 40 | 8 | 20 | 20 | 28 | 26 | 11 | 7 |
| 41 | 9 | 21 | 21 | 29 | 27 | 11 | 7 |

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| 4 2 | 1 0 | 2 2 | 2 2 | 3 0 | 2 7 | 1 2 | 8 |
| 4 3 | 1 1 | 2 3 | 2 3 | 3 1 | 2 8 | 1 2 | 8 |
| 4 4 | 1 2 | 2 4 | 2 4 | 3 2 | 2 8 | 1 2 | 8 |
| 4 5 | 1 3 | 2 5 | 2 5 | 3 3 | 2 9 | 1 3 | 8 |
| 4 6 | 1 4 | 2 5 | 2 6 | 3 4 | 2 9 | 1 3 | |
| 4 7 | 1 5 | 2 6 | 2 7 | 3 5 | 3 0 | 1 3 | |
| 4 8 | 1 6 | 2 6 | 2 8 | 3 6 | 3 0 | 1 3 | |
| 4 9 | 1 7 | 2 7 | 2 9 | 3 7 | 3 1 | 1 3 | |
| 5 0 | 1 7 | 2 7 | 3 0 | 3 8 | 3 1 | 1 3 | |
| 5 1 | 1 7 | 2 8 | 3 1 | 3 9 | 3 1 | 1 3 | |
| 5 2 | 1 8 | 2 8 | 3 2 | 4 0 | 3 2 | 1 4 | |
| 5 3 | 1 8 | 2 9 | 3 3 | 4 1 | 3 2 | 1 4 | |
| 5 4 | 1 8 | 2 9 | 3 3 | 4 2 | 3 2 | 1 4 | |
| 5 5 | 1 9 | 3 0 | 3 4 | 4 3 | 3 3 | 1 4 | |
| 5 6 | 1 9 | 3 0 | 3 4 | 4 4 | 3 3 | 1 4 | |
| 5 7 | 1 9 | 3 1 | 3 5 | 4 5 | 3 3 | 1 4 | |
| 5 8 | 2 0 | 3 1 | 3 5 | 4 6 | 3 4 | 1 4 | |
| 5 9 | 2 0 | 3 2 | 3 6 | 4 7 | 3 4 | 1 5 | |
| 6 0 | 2 0 | 3 2 | 3 6 | 4 8 | 3 4 | 1 5 | |
| 6 1 | 2 1 | 3 3 | 3 7 | 4 9 | 3 5 | 1 5 | |
| 6 2 | 2 1 | 3 4 | 3 7 | 5 0 | 3 5 | 1 5 | |
| 6 3 | 2 1 | 3 5 | 3 8 | 5 1 | 3 6 | 1 5 | |
| 6 4 | 2 2 | 3 6 | 3 8 | 5 2 | 3 6 | 1 5 | |
| 6 5 | 2 2 | 3 7 | 3 9 | 5 3 | 3 7 | 1 5 | |
| 6 6 | 2 2 | 3 7 | 3 9 | 5 4 | 3 7 | 1 6 | |
| 6 7 | 2 3 | 3 8 | 4 0 | 5 5 | 3 8 | 1 6 | |
| 6 8 | 2 3 | 3 8 | 4 0 | 5 6 | 3 8 | 1 6 | |
| 6 9 | 2 3 | 3 9 | 4 1 | 5 7 | 3 9 | 1 6 | |
| 7 0 | 2 4 | 3 9 | 4 1 | 5 8 | 3 9 | 1 6 | |
| 7 1 | 2 4 | 4 0 | 4 1 | 5 9 | 3 9 | 1 6 | |
| 7 2 | 2 4 | 4 0 | 4 1 | 6 0 | 4 0 | 1 6 | |
| 7 3 | 2 5 | 4 1 | 4 2 | 6 1 | 4 0 | 1 7 | |
| 7 4 | 2 5 | 4 1 | 4 2 | 6 2 | 4 0 | | |
| 7 5 | 2 5 | 4 1 | 4 2 | 6 3 | 4 1 | | |
| 7 6 | 2 5 | 4 1 | 4 2 | 6 4 | 4 1 | | |
| 7 7 | 2 6 | 4 1 | 4 3 | 6 5 | 4 1 | | |
| 7 8 | 2 6 | 4 2 | 4 3 | 6 6 | 4 2 | | |
| 7 9 | 2 6 | 4 2 | 4 3 | 6 7 | 4 2 | | |
| 8 0 | 2 6 | 4 2 | 4 3 | 6 8 | 4 2 | | |
| 8 1 | 2 7 | 4 2 | 4 4 | 6 9 | 4 3 | | |
| 8 2 | 2 7 | 4 2 | 4 4 | 7 0 | 4 3 | | |
| 8 3 | 2 7 | 4 3 | 4 4 | 7 1 | 4 4 | | |
| 8 4 | 2 7 | 4 3 | 4 4 | 7 2 | 4 4 | | |
| 8 5 | 2 8 | 4 3 | 4 5 | 7 3 | 4 5 | | |
| 8 6 | 2 8 | 4 3 | 4 5 | | | | |
| 8 7 | 2 8 | 4 3 | 4 5 | | | | |
| 8 8 | 2 8 | 4 4 | 4 5 | | | | |
| 8 9 | 2 9 | 4 4 | 4 6 | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|--|--|--|--|
| 90 | 29 | 44 | 46 | | | | |
| 91 | 30 | 44 | 46 | | | | |
| 92 | 30 | 44 | 46 | | | | |
| 93 | 31 | 45 | 47 | | | | |
| 94 | | 45 | 47 | | | | |
| 95 | | 45 | 47 | | | | |
| 96 | | 45 | 47 | | | | |
| 97 | | 46 | 48 | | | | |
| 98 | | 46 | 48 | | | | |
| 99 | | 46 | 48 | | | | |
| 100 | | 46 | 48 | | | | |
| 101 | | 47 | 49 | | | | |
| 102 | | 47 | 49 | | | | |
| 103 | | 47 | 50 | | | | |
| 104 | | 47 | 50 | | | | |
| 105 | | 48 | 51 | | | | |
| 106 | | 48 | 51 | | | | |
| 107 | | 48 | 52 | | | | |
| 108 | | 48 | 52 | | | | |
| 109 | | 49 | 53 | | | | |
| 110 | | 49 | | | | | |
| 111 | | 49 | | | | | |
| 112 | | 49 | | | | | |
| 113 | | 50 | | | | | |
| 114 | | 50 | | | | | |
| 115 | | 50 | | | | | |
| 116 | | 50 | | | | | |
| 117 | | 51 | | | | | |
| 118 | | 51 | | | | | |
| 119 | | 51 | | | | | |
| 120 | | 51 | | | | | |
| 121 | | 52 | | | | | |
| 122 | | 52 | | | | | |
| 123 | | 52 | | | | | |
| 124 | | 52 | | | | | |
| 125 | | 53 | | | | | |

2 一般職給料表（2） 昇格時号給対応表

| 昇格した日の 前日に受けて いた号給 | 昇格後の号給 | | | |
|--------------------------|--------|----|----|----|
| | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | 1 | 1 | 1 | 1 |

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 7 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 11 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 12 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 13 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 14 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 15 | 1 | 3 | 1 | 1 |
| 16 | 1 | 4 | 1 | 1 |
| 17 | 1 | 5 | 1 | 1 |
| 18 | 1 | 6 | 1 | 1 |
| 19 | 1 | 7 | 1 | 1 |
| 20 | 1 | 8 | 1 | 1 |
| 21 | 1 | 9 | 1 | 1 |
| 22 | 2 | 9 | 1 | 2 |
| 23 | 3 | 10 | 1 | 3 |
| 24 | 4 | 10 | 1 | 4 |
| 25 | 5 | 11 | 1 | 5 |
| 26 | 6 | 11 | 1 | 5 |
| 27 | 7 | 12 | 1 | 5 |
| 28 | 8 | 12 | 1 | 5 |
| 29 | 9 | 13 | 1 | 6 |
| 30 | 10 | 13 | 2 | 6 |
| 31 | 11 | 14 | 3 | 6 |
| 32 | 12 | 14 | 4 | 6 |
| 33 | 13 | 15 | 5 | 7 |
| 34 | 14 | 15 | 6 | 7 |
| 35 | 15 | 16 | 7 | 7 |
| 36 | 16 | 16 | 8 | 7 |
| 37 | 17 | 17 | 9 | 8 |
| 38 | 18 | 17 | 10 | 8 |
| 39 | 19 | 18 | 11 | 8 |
| 40 | 20 | 18 | 12 | 8 |
| 41 | 21 | 19 | 13 | 9 |
| 42 | 22 | 19 | 14 | 9 |
| 43 | 23 | 20 | 15 | 10 |
| 44 | 24 | 20 | 16 | 10 |
| 45 | 25 | 21 | 17 | 11 |
| 46 | 25 | 22 | 18 | 11 |
| 47 | 26 | 23 | 19 | 12 |
| 48 | 26 | 24 | 20 | 12 |
| 49 | 27 | 25 | 21 | 13 |
| 50 | 27 | 26 | 22 | 13 |
| 51 | 28 | 27 | 23 | 14 |
| 52 | 28 | 28 | 24 | 14 |
| 53 | 29 | 29 | 25 | 15 |
| 54 | 30 | 29 | 26 | 15 |

| | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 5 5 | 3 1 | 3 0 | 2 7 | 1 6 |
| 5 6 | 3 2 | 3 0 | 2 8 | 1 6 |
| 5 7 | 3 3 | 3 1 | 2 9 | 1 7 |
| 5 8 | 3 3 | 3 1 | 3 0 | 1 7 |
| 5 9 | 3 4 | 3 2 | 3 1 | 1 8 |
| 6 0 | 3 4 | 3 2 | 3 2 | 1 8 |
| 6 1 | 3 5 | 3 3 | 3 3 | 1 9 |
| 6 2 | 3 5 | 3 3 | 3 4 | 1 9 |
| 6 3 | 3 6 | 3 4 | 3 5 | 2 0 |
| 6 4 | 3 6 | 3 4 | 3 6 | 2 0 |
| 6 5 | 3 7 | 3 5 | 3 7 | 2 1 |
| 6 6 | 3 7 | 3 5 | 3 8 | 2 1 |
| 6 7 | 3 8 | 3 6 | 3 9 | 2 2 |
| 6 8 | 3 8 | 3 6 | 4 0 | 2 2 |
| 6 9 | 3 9 | 3 7 | 4 1 | 2 3 |
| 7 0 | 3 9 | 3 7 | 4 2 | 2 3 |
| 7 1 | 4 0 | 3 7 | 4 3 | 2 4 |
| 7 2 | 4 0 | 3 8 | 4 4 | 2 4 |
| 7 3 | 4 1 | 3 8 | 4 5 | 2 5 |
| 7 4 | 4 1 | 3 8 | 4 6 | 2 5 |
| 7 5 | 4 2 | 3 9 | 4 7 | 2 5 |
| 7 6 | 4 2 | 3 9 | 4 8 | 2 5 |
| 7 7 | 4 3 | 3 9 | 4 9 | 2 6 |
| 7 8 | 4 3 | 4 0 | 5 0 | 2 6 |
| 7 9 | 4 4 | 4 0 | 5 1 | 2 6 |
| 8 0 | 4 4 | 4 0 | 5 2 | 2 6 |
| 8 1 | 4 5 | 4 1 | 5 3 | 2 7 |
| 8 2 | 4 5 | 4 1 | 5 4 | 2 7 |
| 8 3 | 4 6 | 4 1 | 5 5 | 2 7 |
| 8 4 | 4 6 | 4 2 | 5 6 | 2 7 |
| 8 5 | 4 7 | 4 2 | 5 7 | 2 8 |
| 8 6 | 4 7 | 4 2 | 5 7 | 2 8 |
| 8 7 | 4 8 | 4 3 | 5 8 | 2 8 |
| 8 8 | 4 8 | 4 3 | 5 8 | 2 8 |
| 8 9 | 4 9 | 4 3 | 5 9 | 2 9 |
| 9 0 | 4 9 | 4 4 | 5 9 | 2 9 |
| 9 1 | 5 0 | 4 4 | 6 0 | 2 9 |
| 9 2 | 5 0 | 4 4 | 6 0 | 3 0 |
| 9 3 | 5 1 | 4 5 | 6 1 | 3 0 |
| 9 4 | 5 1 | 4 5 | 6 2 | 3 0 |
| 9 5 | 5 2 | 4 6 | 6 3 | 3 1 |
| 9 6 | 5 2 | 4 6 | 6 4 | 3 1 |
| 9 7 | 5 3 | 4 7 | 6 5 | 3 1 |
| 9 8 | 5 4 | 4 7 | 6 5 | |
| 9 9 | 5 5 | 4 8 | 6 6 | |
| 1 0 0 | 5 6 | 4 8 | 6 6 | |
| 1 0 1 | 5 7 | 4 9 | 6 7 | |
| 1 0 2 | 5 7 | 4 9 | 6 7 | |

| | | | | |
|-------|-----|-----|-----|--|
| 1 0 3 | 5 8 | 5 0 | 6 8 | |
| 1 0 4 | 5 8 | 5 0 | 6 8 | |
| 1 0 5 | 5 9 | 5 1 | 6 9 | |
| 1 0 6 | | 5 1 | 6 9 | |
| 1 0 7 | | 5 2 | 7 0 | |
| 1 0 8 | | 5 2 | 7 0 | |
| 1 0 9 | | 5 3 | 7 1 | |
| 1 1 0 | | 5 3 | 7 1 | |
| 1 1 1 | | 5 4 | 7 2 | |
| 1 1 2 | | 5 4 | 7 2 | |
| 1 1 3 | | 5 5 | 7 3 | |
| 1 1 4 | | 5 5 | 7 4 | |
| 1 1 5 | | 5 6 | 7 5 | |
| 1 1 6 | | 5 6 | 7 6 | |
| 1 1 7 | | 5 7 | 7 7 | |
| 1 1 8 | | 5 7 | 7 7 | |
| 1 1 9 | | 5 8 | 7 8 | |
| 1 2 0 | | 5 8 | 7 8 | |
| 1 2 1 | | 5 9 | 7 9 | |
| 1 2 2 | | 5 9 | 7 9 | |
| 1 2 3 | | 6 0 | 8 0 | |
| 1 2 4 | | 6 0 | 8 0 | |
| 1 2 5 | | 6 1 | 8 1 | |
| 1 2 6 | | 6 1 | 8 2 | |
| 1 2 7 | | 6 2 | 8 3 | |
| 1 2 8 | | 6 2 | 8 4 | |
| 1 2 9 | | 6 3 | 8 5 | |
| 1 3 0 | | 6 3 | | |
| 1 3 1 | | 6 4 | | |
| 1 3 2 | | 6 4 | | |
| 1 3 3 | | 6 5 | | |
| 1 3 4 | | 6 5 | | |
| 1 3 5 | | 6 6 | | |
| 1 3 6 | | 6 6 | | |
| 1 3 7 | | 6 7 | | |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(切替日における昇格又は降格の特例)

2 この規則の施行の日（以下「切替日」という。）に昇格し、又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第20条又は第22条の規定を適用する。

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例が一部改正され、災害応急対策派遣手当を支給する対象者の範囲が拡大されることに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

災害応急対策派遣手当の額を次のように定めることとする。（第6条の2関係）

(1) 被災地に派遣された職員（消防吏員を除く。(2)において同じ。)が行う業務

で市長が定めるもの その勤務した時間区分に応じてアからウまでに定める額

ア 正規の勤務時間中に行う勤務（イ及びウに該当する場合を除く。） 日額

540円

イ 午前8時30分から午後5時15分までの時間（休日又は正規の勤務時間外

の時間に限る。）中に行う勤務（アの勤務とまたがる場合を含み、ウに該当す

る場合を除く。） 日額680円

ウ 午後5時15分後翌日の午前8時30分前の時間（休日又は正規の勤務時間

外の時間に限る。）中に行う勤務（ア又はイの勤務とまたがる場合を含む。）

日額810円

(2) 被災地に派遣された職員が、倒壊した若しくは倒壊のおそれのある家屋等又は

その周辺で行う危険な業務で市長が定めるもの その勤務した時間区分に応じて

アからウまでに定める額

ア (1)アの勤務 日額820円

イ (1)イの勤務 日額1,030円

ウ (1)ウの勤務 日額1,230円

(3) 被災地に派遣された消防吏員が行う業務 日額1,680円

[適 用]

令和7年4月1日

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 3 号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 2 年小田原市規則第 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（災害応急対策派遣手当の額）

第 6 条の 2 条例第 9 条第 2 項の災害応急対策派遣手当の額は、次の各号に掲げる区分
に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 被災地に派遣された職員（消防吏員を除く。次号において同じ。）が行う業務で
市長が定めるもの その勤務した時間区分に応じてアからウまでに定める額

ア 正規の勤務時間（小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 2 6 年
小田原市条例第 1 7 7 号。以下この号において「勤務時間条例」という。）第 8
条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この号において同じ。）中に行
う勤務（イ及びウに該当する場合を除く。） 日額 5 4 0 円

イ 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までの時間（休日（勤務時間条例第 1 0 条
第 2 項に規定する休日をいう。以下この号において同じ。）又は正規の勤務時間
外の時間に限る。）中に行う勤務（アに規定する勤務とまたがる場合を含み、ウ
に該当する場合を除く。） 日額 6 8 0 円

ウ 午後 5 時 1 5 分後翌日の午前 8 時 3 0 分前の時間（休日又は正規の勤務時間外
の時間に限る。）中に行う勤務（ア又はイに規定する勤務とまたがる場合を含
む。） 日額 8 1 0 円

(2) 被災地に派遣された職員が、倒壊した若しくは倒壊のおそれのある家屋等又はそ
の周辺で行う危険な業務で市長が定めるもの その勤務した時間区分に応じてアか

らウまでに定める額

ア 前号アに規定する勤務 日額 820 円

イ 前号イに規定する勤務 日額 1,030 円

ウ 前号ウに規定する勤務 日額 1,230 円

(3) 被災地に派遣された消防吏員が行う業務 日額 1,680 円

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

本市職員の外国旅行に係る旅費の額及び支給方法については、小田原市職員の外国旅行の旅費に関する規則に定めるもののほか、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令による改正前の国家公務員等の旅費支給規程その他関係法令の規定の例によることとする。（第13条関係）

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市職員の外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 4 号

小田原市職員の外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の外国旅行の旅費に関する規則（昭和 4 6 年小田原市規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「ついては、」の次に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 2 号）による改正前の」を、「（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）」の次に「、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和 6 年財務省令第 7 0 号）による改正前の国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号）」を加える。

別表第 2 の備考を次のように改める。

備考 等級は、別表第 1 に定める等級による。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市介護保険条例が一部改正され、本市の介護保険の事業として保健福祉事業を実施することとなることに伴い、当該事業の内容について定めるため改正する。

[内 容]

本市が行う保健福祉事業は、在宅で要介護被保険者を現に介護する者（当該要介護被保険者の家族に限る。）の経済的負担の軽減を図るために行う介護用品の支給に係る事業とすることとする。（第14条の2関係）

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 5 号

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年小田原市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 保険給付（第 1 0 条～第 1 4 条）」を
「第 3 章 保険給付（第 1 0 条～第 1 4 条）」
第 3 章の 2 保健福祉事業（第 1 4 条の 2）」
に改める。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 2 保健福祉事業

第 1 4 条の 2 条例第 4 条に規定する保健福祉事業は、在宅で要介護被保険者を現に介護する者（当該要介護被保険者の家族に限る。）の経済的負担の軽減を図るために行う介護用品の支給に係る事業とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

生活保護法及び生活困窮者自立支援法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

生活保護法及び生活困窮者自立支援法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。（第2条関係）

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 6 号

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部を改正する規則

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則（昭和 3 8 年小田原市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 8 号中「第 8 1 条の 3」を「第 8 1 条の 4」に改め、同条第 4 5 号中「第 3 条」を「第 3 号」に改め、同条第 6 6 号中「第 7 条第 2 項各号」を「第 7 条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

市町村民税非課税世帯に対する母子生活支援施設における母子保護の実施に係る徴収金の判定基準の特例を定めるため改正する。

[内 容]

1 市町村民税非課税世帯に対する母子保護の実施に係る徴収金の判定基準の特例の設定（別表第2関係）

母子保護の実施に係る費用の徴収の対象となる市町村民税非課税世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯については、当該徴収金の額を0円（現行は、1,100円）とすることとする。

(1) 扶養義務者のいない世帯

(2) 配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯

(3) 在宅障害者又は在宅障害児であって、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、又は特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金等を受給している者を有する世帯

(4) 生活保護法による保護を必要とする状態にある者等を有する世帯

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和7年4月1日

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 7 号

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則（平成 3 1 年小田原市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の A の項中「法人」を「邦人」に改める。

別表第 2 の A の項中「法人」を「邦人」に改め、同表の B の項中「現年度分」を「その世帯に属する母子に係る母子保護の実施をした日の属する年度分（以下「当該年度分」という。）」に改め、同表の C₁ 及び C₂ の項中「現年度分」を「当該年度分」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 別表第 1 備考 1 から 3 まで及び 5 の規定は、この表の定義及び算定に準用する。

この場合において、別表第 1 備考 5 中「妊産婦」とあるのは「母子」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表第 2 の規定は、同日以後に母子保護の実施をした場合における徴収金について適用する。

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

都市計画法に基づく開発許可を受けたことにより宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等の許可を受けたものとみなされる工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定が一部適用されること等に伴う所要の整備を行う等のため改正する。

[内 容]

1 図書の添付を省略することができる開発行為の対象範囲の変更（第5条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法における開発許可を要する次の開発行為については、資力及び信用に関する基準並びに工事施行者の能力に関する基準への適合について確認する必要があることから、開発行為許可申請書に添付すべき図書を省略することができる開発行為の対象から除外することとする。

(1) 自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為

(2) 住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

2 宅地造成及び特定盛土等規制法の一部適用に伴う規定の整備（第21条及び様式第18号の2関係）

宅地造成等工事規制区域において行われる開発行為に対して宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく技術基準が適用されることに伴い、当該開発行為の工事施行状況の報告事項を次のように変更することとするほか、開発行為に関する工事施行状況報告書の様式を定めることとする。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---------------------------------|
| 1 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 | 1 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 |
| 2 切土又は盛土をする場合における排水施設の状況 | 2 暗渠 ^{きよ} 排水管の施設状況 |
| 3 切土をする場合における地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい | |

| | |
|--|--|
| 等」という。)の設置、土の置換え その他の措置 | |
| 4 盛土をする場合における透水層の 状況 | |
| 5 盛土をする場合における締固めの 状況及び地滑り抑止ぐい等の設置そ の他の措置 | |

3 その他

様式を整備することとする。

[適用]

令和 7 年 4 月 1 日

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 8 号

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（平成12年小田原市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「行うもので」を「行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可を要するものを除く。）で」に、「もの（」を「開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び」に、「その他のもの」を「その他の開発行為」に改める。

第6条の見出し中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改め、同条中「第34条第9号の規定による届出は、都市計画法第34条第9号の規定による届出書」を「第34条第13号の規定による届出は、都市計画法第34条第13号の規定による届出書」に改める。

第21条第1項中「ついて、」の次に「開発行為に関する工事施行状況報告書（様式第18号の2）に」を加え、「による報告書を」を「を添付して」に改め、同項の表擁壁工事（高さが3メートル以下のものを除く。）の項中「（高さが3メートル以下のものを除く。）」を削り、同表盛土工事の項を次のように改める。

| | |
|----------|--|
| 切土又は盛土工事 | <ol style="list-style-type: none">1 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置2 切土又は盛土をする場合における排水施設の状況3 切土をする場合における地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置4 盛土をする場合における透水層の状況5 盛土をする場合における締固めの状況及び地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置 |
|----------|--|

様式第1号の付表以外の部分を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

設 計 説 明 書

| | | | | | | | | |
|-------------|----------------|---|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 設計の方針 | | | | | | | | |
| 工区計画 | 工 区 の 名 称 | 工 区 面 積 | 着 手 予 定 年 月 日 | 完 了 予 定 年 月 日 | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 開発区域内の土地の現況 | 区域区分 | <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> その他の区域 | 地域地区 | 用途地域 | その他の地域地区 | | | |
| | 関係法令の区域 | <input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 災害危険区域 <input type="checkbox"/> 浸水被害防止区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域 <input type="checkbox"/> 地すべり防止区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域 <input type="checkbox"/> 津波災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 | | | | | | |
| | 地目別の概要 | | 宅 地 | 農 地 | 山 林 | 公 共 施 設 地 | そ の 他 | 計 |
| | | 面 積 | m ² |
| | 比 率 | % | % | % | % | % | 100% | |
| 造成計画の概要 | 切土又は盛土の高さ | 切土又は盛土をする土地の面積 | | 切土又は盛土の土量 | | | | |
| | m | m ² | | m ³ | m ³ | | | |
| 土地利用計画 | | 宅地等用地 | 公共施設用地 | 公益的施設用地 | その他の用地 | 計 | | |
| | 面 積 | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | | |
| | 比 率 | % | % | % | % | % | | |
| 街区の設定計画 | 街 区 数 | 街区 | 最大街区面積 | m ² | 街区最長辺長 | m | | |
| | 最大区画面積 | m ² | 最小区画面積 | m ² | 平均区画面積 | m ² | | |
| | 予定建築物等の用途 | | | | そ の 他 | 計 | | |
| | 区 画 数 (戸 数) | | | | | | | |
| 公共施設用地の内訳 | | 道路用地 | 公園用地 | 排水施設用地 | その他の用地 | 計 | | |
| | 面 積 | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | | |
| | 開発区域の面積に対する比率 | % | % | % | % | % | | |
| 公益的施設用地の内訳 | 名 称 | | | | その他の用地 | 計 | | |
| | 面 積 | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | | |
| | 開発区域の面積に対する比率 | % | % | % | % | % | | |

備考

- 1 設計の方針の欄には、当該開発行為の目的、開発計画の設計に関して特に留意したこと等を記入してください。
- 2 区画数の欄には、予定建築物等の用途が住宅の場合は、住宅の戸数を括弧書きで記入してください。
- 3 公益的施設用地の内訳の欄には、小学校、保育所、診療所、日用品の店舗、ごみ収集所等を記入してください。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

設 計 概 要 書

| | | | | | | | | | |
|----------|---------|---|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----|
| 設計の方針 | | | | | | | | | |
| 工区計画 | | 工区名称 | 工区面積 | | 着手予定年月日 | 完了予定年月日 | | | |
| | | | m ² | | | | | | |
| 開発区域内の現況 | 区域区分 | <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> その他の区域 | | 地域地区 | 用途地域 | | その他の地域地区 | | |
| | | | | | | | | | |
| | 関係法令の区域 | <input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 災害危険区域 <input type="checkbox"/> 浸水被害防止区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域 <input type="checkbox"/> 地すべり防止区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域 <input type="checkbox"/> 津波災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 | | | | | | | |
| | | 地目別の概要 | | 宅地 | 農地 | 山林 | 公共施設用地 | その他 | 合計 |
| | 面積 | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | | |
| | 比率 | % | % | % | % | % | 100% | | |
| 造成計画の概要 | | 切土又は盛土の高さ | | 切土又は盛土をする積土の面積 | | 切土又は盛土の土量 | | | |
| | | m | | m ² | | m ³ | | | |
| 土地利用計画 | | | 宅地等用地 | 公共施設用地 | | | その他の用地 | 合計 | |
| | | | | 道路用地 | 排水施設用地 | その他の用地 | | | 小計 |
| | | 面積 | m ² | |
| | 比率 | % | % | % | % | % | 100% | | |
| 公共施設一覧表 | | | | | | | | | |
| 従前、新設の別 | 公共施設の名称 | 新旧対照図に付した番号 | 廃止、付替え、拡張等の別 | 概要 | | | 管理者の名称 | 所有者の名称 | 摘要 |
| | | | | 幅員(管径) | 延長 | 面積 | | | |
| | | | | m | m | m ² | | | |

備考

- 1 設計の方針の欄には、当該開発行為の目的、開発計画の設計に関して特に留意したこと等を記入してください。
- 2 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。
- 3 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入してください。

様式第7号中「都市計画法第34条第9号の規定による届出書」を「都市計画法第34条第13号の規定による届出書」に、「第34条第9号の規定により」を「第34条第13号の規定により」に改める。

様式第18号の次に次の1様式を加える。

様式第18号の2 (第21条関係)

開発行為に関する工事施行状況報告書

年 月 日

小田原市長 様

工事施行者 住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則第21条第1項の規定により、
開発行為に関する工事施行状況について次のとおり報告します。

1 開発許可を受けた者の住所及び氏名

2 開発区域に含まれる地域の名称

3 工事の許可年月日及び許可番号 (当初) 年 月 日 第 号
(変更) 年 月 日 第 号

4 工事監理者の住所及び氏名

5 工事の施行状況

| 工事の種類 | 報告事項 | 確認方法 | 照合を行った 図面その他の 書類 | 確認結果 |
|--------------------------------|--|------|------------------------|------|
| 表 保全 土工 の事 | 保全の状況 | | | |
| 擁壁 工事 | 1 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋 | | | |
| | 2 練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ | | | |
| | 3 擁壁の水抜き穴及びその周辺 | | | |
| 切土又は盛土工事 | 1 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 | | | |
| | 2 切土又は盛土をする場合における排水施設の状況 | | | |
| | 3 切土をする場合における地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置 | | | |
| | 4 盛土をする場合における透水層の状況 | | | |
| | 5 盛土をする場合における締固めの状況及び地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置 | | | |
| 道路 工事 | 道路を舗装する場合における舗装工事開始前の当該道路の状況 | | | |
| 貯水 施設 工事 | 1 根切りを完了したときの状況 | | | |
| | 2 底版又は床版の配筋 | | | |
| その他市長が必要と認め、指定する工程 (指定工程：) | | | | |

備考 報告事項について、確認方法又は照合を行った図面その他の書類が複数にわたる場合は、必要に応じて行を追加して記載してください。また、この書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付する場合は、その部分について記載する必要はありません。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第35条の2第1項の許可を受けた開発行為又は同条第3項の規定による届出に係る開発行為に関する工事施行状況の報告書の提出については、なお従前の例による。

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づく総務省告示が一部改正され、介護補償の月額が引き上げられることに伴い、本市の非常勤消防団員等の公務災害補償についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

非常勤消防団員等の公務災害補償に係る介護補償の額のうち、親族等による介護が行われた場合における最低保障額の月額を次のように引き上げることとする。

(別表第4関係)

| 区 分 | 改 正 後 | 改 正 前 |
|------------|---------|---------|
| 常時介護を要する状態 | 85,490円 | 81,290円 |
| 随時介護を要する状態 | 42,700円 | 40,600円 |

[適 用]

令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 9 号

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 4 4 年小田原市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「8 1, 2 9 0 円」を「8 5, 4 9 0 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「4 0, 6 0 0 円」を「4 2, 7 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第 4 の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会規則を廃止する規則

[廃止理由]

小田原市附属機関設置条例が一部改正され、小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会が廃止されることに伴い、小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会規則を廃止する。

[廃止年月日]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 0 号

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会規則を廃止する規則

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会規則（令和 5 年小田原市規則第 9 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市子ども・子育て会議規則を廃止する規則

[廃止理由]

小田原市附属機関設置条例が一部改正され、小田原市子ども・子育て会議が廃止されることに伴い、小田原市子ども・子育て会議規則を廃止する。

[廃止年月日]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市子ども・子育て会議規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 1 号

小田原市子ども・子育て会議規則を廃止する規則

小田原市子ども・子育て会議規則（平成 2 5 年小田原市規則第 1 6 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

美食のまち小田原推進事業者選定委員会規則を廃止する規則

[廃止理由]

小田原市附属機関設置条例が一部改正され、美食のまち小田原推進事業者選定委員会が廃止されることに伴い、美食のまち小田原推進事業者選定委員会規則を廃止する。

[廃止年月日]

令和 7 年 4 月 1 日

美食のまち小田原推進事業者選定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 2 号

美食のまち小田原推進事業者選定委員会規則を廃止する規則

美食のまち小田原推進事業者選定委員会規則（令和 4 年小田原市規則第 5 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会規則を廃止する規則

[廃止理由]

小田原市附属機関設置条例が一部改正され、小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会が廃止されることに伴い、小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会規則を廃止する。

[廃止年月日]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 3 号

小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会規則を廃止する規則
小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会規則（令和 3 年小田原市規則第 5 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

旧宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事等の規制に関する規則を廃止する規則

[廃止理由]

宅地造成等規制法の一部改正による経過措置期間が終了し、宅地造成工事等の規制に宅地造成及び特定盛土等規制法の規定が適用されるとともに、その事務を都道府県等が行うこととなることに伴い、旧宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事等の規制に関する規則を廃止する。

[廃止年月日]

令和 7 年 4 月 1 日

旧宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事等の規制に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 4 号

旧宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事等の規制に関する規則を廃止する規則

旧宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事等の規制に関する規則（平成 1 2 年小田原市規則第 6 5 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における、同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 8 条第 1 項本文の許可を受けたものの当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制に関する手続等については、なお従前の例による。

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

新たに軽自動車税の種別割の税率が追加されることに伴う様式の整備を行うため改正する。

[内 容]

総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の二輪の原動機付自転車の標識の地の塗色を白色とすること等に伴う所要の様式の整備を行うこととする。(様式第7号関係)

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 5 号

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市市税条例施行規則（昭和 5 0 年小田原市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 7 号備考 1 (1) 中「ア」の次に「及びウ」を加え、同様式備考 1 (3) 中「ウ」を「エ」に改め、同様式備考 1 (4) 中「エ」を「オ」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

生活困窮者自立支援法等の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

生活困窮者自立支援法及び生活困窮者自立支援法施行規則が一部改正され、収入が著しく減少したことにより経済的に困窮し、居住する住宅の所有権等の権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であって、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるものに対し、新たな住居の確保に要する費用を支給することとなることに伴い、当該費用の支給等に係る手続及び様式に係る規定の整備を行うこととする。（第2条～第5条、第7条、様式第1号、様式第1号の2、様式第3号、様式第3号の2及び様式第6号から様式第7号の2まで関係）

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 6 号

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

生活困窮者自立支援法施行細則（平成 2 7 年小田原市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「当該申請者に対し、住居確保給付金支給対象者証明書（様式第 1 号）」を「省令第 1 1 条第 1 項第 1 号の規定による住居確保給付金（以下「家賃補助」という。）の支給を受けようとする者に対しては住居確保給付金支給対象者証明書（家賃補助の支給）（様式第 1 号）を、同項第 2 号の規定による住居確保給付金（以下「転居費用補助」という。）の支給を受けようとする者に対しては住居確保給付金支給対象者証明書（転居費用補助の支給）（様式第 1 号の 2）」に改め、同条第 3 項中「住居確保給付金支給対象者証明書」を「前項の規定による証明書」に改める。

第 3 条第 1 項中「住居確保給付金支給決定通知書（様式第 3 号）」を「当該決定が家賃補助の支給に係るものである場合にあっては住居確保給付金支給決定通知書（家賃補助の支給）（様式第 3 号）により、転居費用補助の支給に係るものである場合にあっては住居確保給付金支給決定通知書（転居費用補助の支給）（様式第 3 号の 2）」に改める。

第 4 条第 1 項中「生活困窮者住居確保給付金」を「家賃補助」に、「受給者」を「家賃補助受給者」に改め、同条第 2 項中「受給者」を「家賃補助受給者」に改める。

第 5 条第 1 項中「受給者」を「家賃補助受給者及び転居費用補助の支給決定を受けた者」に改め、同条第 2 項中「住居確保給付金支給変更決定通知書（様式第 7 号）」を「当該決定が家賃補助の支給額の変更に係るものである場合にあっては住居確保給付金支給変更決定通知書（家賃補助の支給）（様式第 7 号）により、転居費用補助の支給額の変更に係るものである場合にあっては住居確保給付金支給変更決定通知書（転居費用補助の支給）（様式第 7 号の 2）」に改める。

第7条第1項中「受給者」を「家賃補助受給者」に改める。

様式第1号中「住居確保給付金支給対象者証明書」を「住居確保給付金支給対象者証明書（家賃補助の支給）」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2 (第2条関係)

住居確保給付金支給対象者証明書 (転居費用補助の支給)

次の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

小田原市福祉事務所長

印

(担当)

(電話番号)

本人関係

| | |
|-------------|-------|
| フリガナ 氏 名 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 現在の居所 | |
| 電話番号 | |

入居予定の賃貸住宅

| | |
|-------|-------|
| 名 称 | |
| 所 在 地 | |
| 入居予定日 | 年 月 日 |

住居確保給付金支給予定額

| | | |
|-------|--------------------|---|
| 支給予定額 | (1) 転居先の住宅に係る初期費用 | 円 |
| | (2) その他 (家財の運搬費用等) | 円 |
| | 合 計 | 円 |

(注意事項)

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第3条関係）

| | | | | | |
|---|-----------|-------------------------|---|---|---------------------------------------|
| | | | 番 | 号 | |
| | | | 年 | 月 | 日 |
| | 様 | | | | |
| | | 小田原市福祉事務所長 | | 印 | |
| | | 住居確保給付金支給決定通知書（家賃補助の支給） | | | |
| | | 年 | 月 | 日 | 付けで申請された住居確保給付金について、次のとおり決定したので通知します。 |
| 1 | 支給額 | 月額 | | 円 | |
| 2 | 支給期間 | | 年 | 月 | （ |
| | | | 年 | 月 | （ |
| | | | 年 | 月 | 家賃相当分）から |
| | | | 年 | 月 | 家賃相当分）まで |
| 3 | 支給方法 | | | | |
| 4 | 支給対象となる住宅 | 名称 | | | |
| | | 所在地 | | | |

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

（注意事項）

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第3号の2（第3条関係）

| | | | |
|--|---------------|-----|---|
| | 番 | 号 | |
| | 年 | 月 | 日 |
| 様 | | | |
| | 小田原市福祉事務所長 | | 印 |
| 住居確保給付金支給決定通知書（転居費用補助の支給） | | | |
| | 年 | 月 | 日 |
| 付付けで申請された住居確保給付金について、次のとおり決定したので通知します。 | | | |
| 1 | 支給額 | | 円 |
| 2 | 支給方法 | | |
| 3 | 支給対象となる転居先の住宅 | 名称 | |
| | | 所在地 | |

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

（注意事項）

様式第 6 号中「住居確保給付金支給変更申請書」を「住居確保給付金支給変更申請書（家賃補助 転居費用補助）」に改める。

様式第 7 号中「住居確保給付金支給変更決定通知書」を「住居確保給付金支給変更決定通知書（家賃補助の支給）」に、「変更後の家賃に対する」を「1 の変更内容の適用後の」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第7号の2（第5条関係）

| | | | |
|---|---------|-----|---|
| | 番 | 号 | |
| | 年 | 月 | 日 |
| 様 | | | |
| 小田原市福祉事務所長 | | | 印 |
| 住居確保給付金支給変更決定通知書（転居費用補助の支給） | | | |
| 年 月 日付け第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、年 月 日付け住居確保給付金支給変更申請書に基づき、次のとおり変更決定したので通知します。 | | | |
| 1 | 変更内容 | | |
| 2 | 変更理由 | | |
| 3 | 対象となる住宅 | 名称 | |
| | | 所在地 | |

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。